

和歌山大学入学試験委員会規程

制 定 平成22年 7月 1日

法人和歌山大学規程 第1133号

最終改正 令和 6年 3月26日

(趣旨)

第1条 和歌山大学の入学者選抜試験（大学入学共通テストを含む。以下「入学試験」という。）の円滑な実施運営及び入学者選抜方法の改善を図るため、和歌山大学入学試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 入学試験実施に関する運営方針に関すること。
- (2) 入学試験実施に関する部局間の連絡調整に関すること。
- (3) 入学試験実施に関する専門委員等の選考に関すること。
- (4) 入学試験改善の実施に関すること。
- (5) アドミッション・ポリシーに関すること。
- (6) オープンキャンパス及び入試説明会に関すること。
- (7) その他入学試験に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 入学試験担当の理事
- (2) 入学試験担当の学長補佐
- (3) 各学部評議員 1名
- (4) 各学部入試委員会委員長
- (5) 学環の入学試験担当教員
- (6) 職員 2名
- (7) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第6号及び第7号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中欠員が生じ、これを補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(開会)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、委員会を開くことができない。

(議決)

第6条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(個別の入学資格審査会)

第8条 委員会の下に、個別の入学資格審査会を置く。

2 組織及び運営、その他必要な事項については別に定める。

入学試験委員会規程

(作業部会)

第9条 委員会は、必要に応じ入学試験に関する立案について、作業部会を置くことができる。

(専門部会)

第10条 委員会は、必要に応じ入学試験に関する専門的な調査研究等について、専門部会を置くことができる。

(事務)

第11条 委員会の事務は、入試課において処理する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年7月1日から施行する。
- 2 この規程施行後最初に選出される第3条第1項第2号から第3号の委員については、廃止前の国立大学法人和歌山大学常置委員会規程（法人和歌山大学規程第19号）第6条第2項第2号から第3号の委員が就任するものとし、任期は第3条第2項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則（平成24年4月27日一部改正：法人和歌山大学規程第1327号）

この改正規程は、平成24年4月27日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年5月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1431号）

この改正規程は、平成25年5月24日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成28年6月3日一部改正：法人和歌山大学規程第1837号）

この改正規程は、平成28年6月3日から施行する。

附 則（平成28年7月22日一部改正：法人和歌山大学規程第1850号）

この改正規程は、平成28年7月22日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1889号）

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2065号）

この改正規程は、平成30年4月27日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2526号）

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第2672号）

この改正規程は、令和5年6月23日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2718号）

この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。